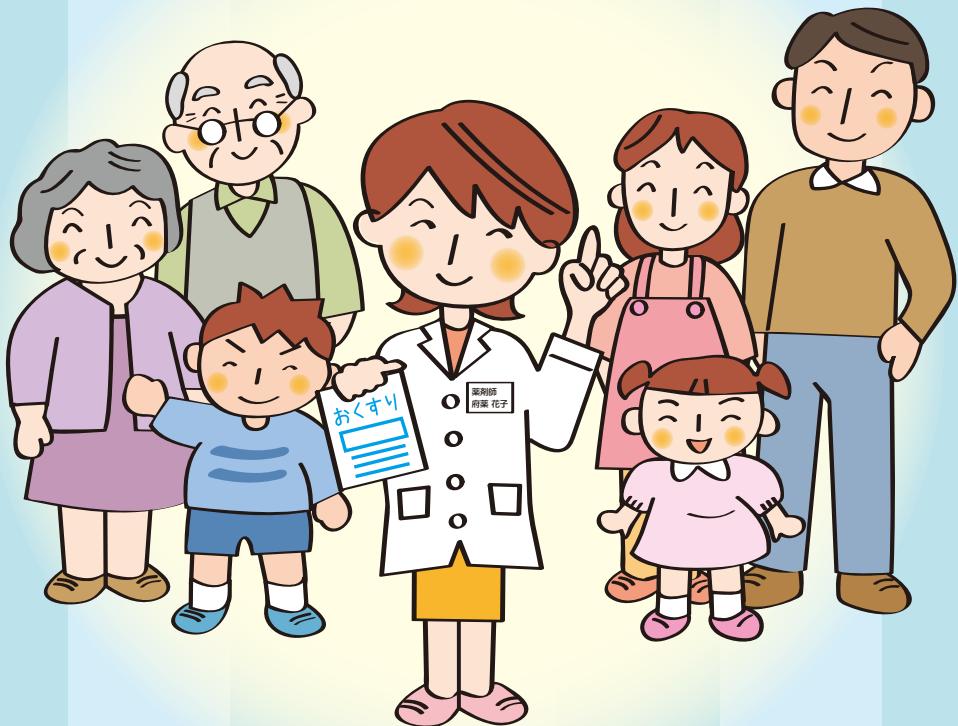


薬剤師による在宅訪問

在宅介護でもおくすりのことはお任せください

— 私達薬剤師が解決します —



大阪府薬剤師会

はじめに	3
1. 在宅医療の連携と薬剤師	4
2. 薬剤師参加の開始	5
3. 在宅患者訪問薬剤管理指導料（介護保険では 「居宅療養管理指導費」）算定	6
4. 在宅患者訪問薬剤管理指導（介護保険では 「居宅療養管理指導」）について	8
5. 具体的に薬剤師ができること	11

はじめに

日本は世界で初めて、2007年に65歳以上が21%以上を占める超高齢社会に突入しました。平均寿命が伸びた一方で、健康寿命とは約10年の隔たりがあり、多くの方が最後の10年間を支援や介護を受けて生活されているのが現状です。

また高齢者は、複数の医療機関を受診していたり、多種類の医薬品を服用していたりと、服薬自体が煩雑になっていることもあります。

薬剤師が在宅介護に参加することで、ご家族やチームの多職種の方々のお薬に関する負担を減らし、患者さんのQOLや治療効果を高めることが可能になります。

我々薬剤師はお薬のことは、なんでもまかせていただきたいという思いをこめて、私たちにできること、私たちに求められていることを紹介します。

1. 在宅医療の連携と薬剤師

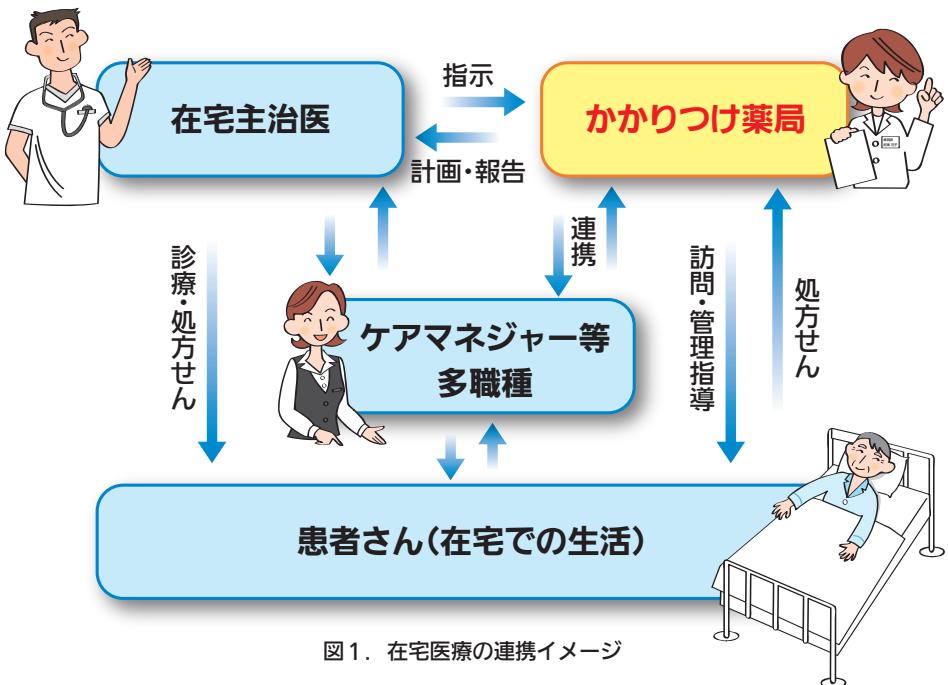


図1. 在宅医療の連携イメージ

私たちは、医薬品を供給するにあたり、まず患者さんのご自宅を訪問し、正しい服用方法と安全な管理を徹底します。飲むお薬の時間と量が、ひと目でわかり、お薬を飲むことがストレスにならないように、患者さんやそのご家族との話し合いの上、適切な方法を考えます。通院困難な患者さんにお会いして、実際の顔色や身体の具合、日常生活の状態や環境を知ることで、薬局の中に居てはできなかった提案も可能になります。

また私たちが、お薬に関しての全面的支援をすることで、他の医療・介護の職種の方々の負担を減らし、治療の効果を最大限に引き出すことになります。

2. 薬剤師参加の開始

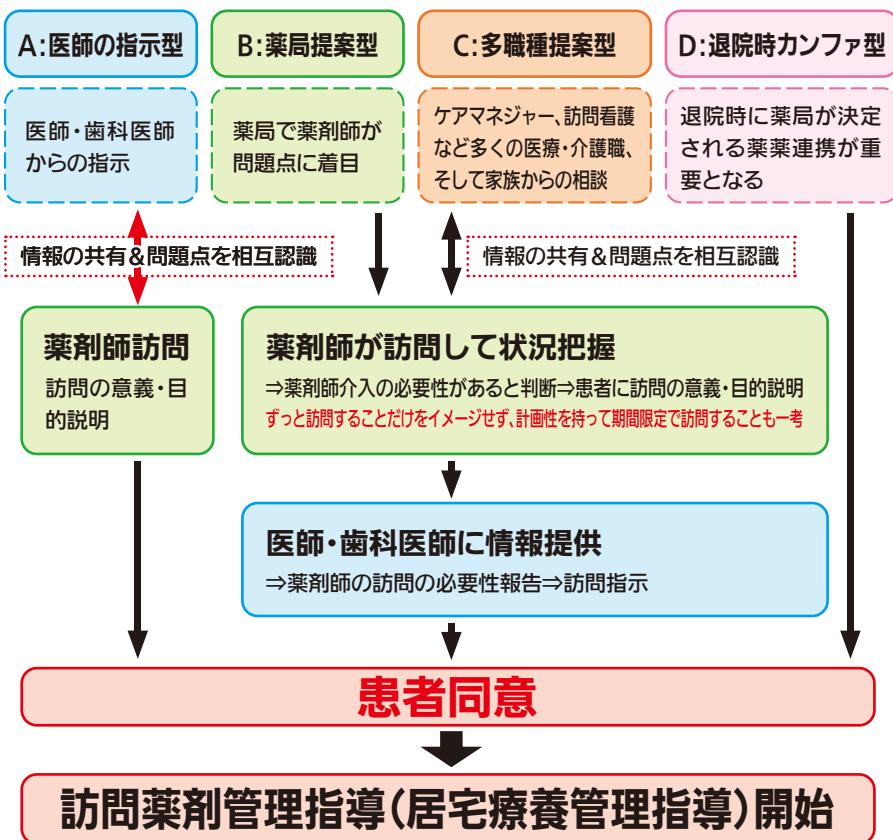
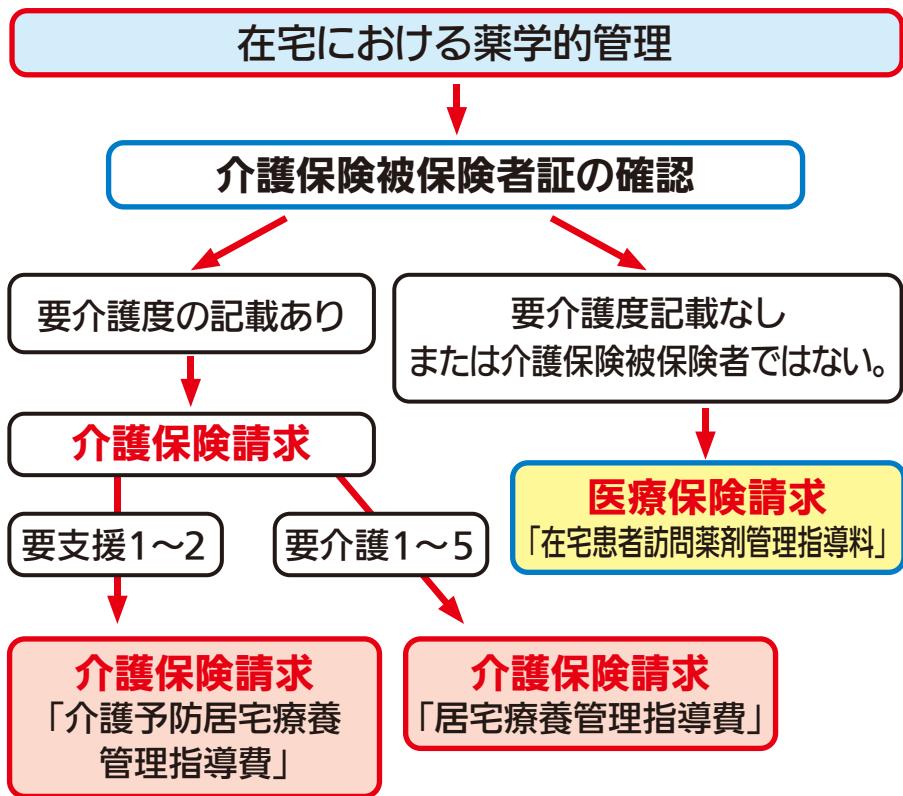


図2. 訪問薬剤管理指導（居宅療養管理指導）開始に至る4つのパターン

図2に示すように、薬剤師が訪問（服薬支援）に至るには4つのパターンがあります。医師をはじめ、多職種の方からの指示や提案を受けて、薬剤師の薬剤管理指導がスタートします。ケアマネジャー等からの提案Cは、現在比率としては低いのですが、今後、お薬に関するトラブルや問題点・疑問点を薬剤師に情報提供いただくことで、相互の認識を深めることができます。

3. 在宅患者訪問薬剤管理指導料（介護保険では「居宅療養管理指導費」）算定



※在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費と名称は異なりますが指導内容は同じです。

※要介護認定を受けている方は介護保険が優先です。薬局側では選択できません。

平成24年度からの在宅医療に係わる報酬

	医療保険	介護保険
	※16km 制限有り (在宅患者訪問薬剤管理指導料)	居宅療養管理指導費 介護予防居宅療養管理指導費
保険薬局 薬剤師	月4回まで ・同一建物居住者以外: 500点 ・同一建物居住者: 350点	月4回まで ・同一建物居住者以外: 500単位 ・同一建物居住者: 350単位
麻薬管理 指導加算	100点	100単位
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 算定する日の間隔は6日以上あけること。 がん末期患者、中心静脈栄養法の対象患者: 週2回かつ月8回を限度 すでに保険薬局が在宅患者に訪問薬剤管理指導料を算定している場合、別の保険薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定不可 	

項目	算定単位・上限	点数
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回まで (16キロメートル以下)	500点
在宅患者緊急時等共同指導料	月2回まで (16キロメートル以下)	700点
麻薬管理指導加算	—	100点
退院時共同指導料	入院中1回 〔がん末期患者等の場合は 入院中2回まで〕	600点

Q. 在宅訪問を行っている薬局（在宅基幹薬局）が対応できない場合
はどうなりますか？

A. 予め連携をとっている薬局（サポート薬局）が臨時に対応いたします。

4. 在宅患者訪問薬剤管理指導（介護保険では「居宅療養管理指導」）について

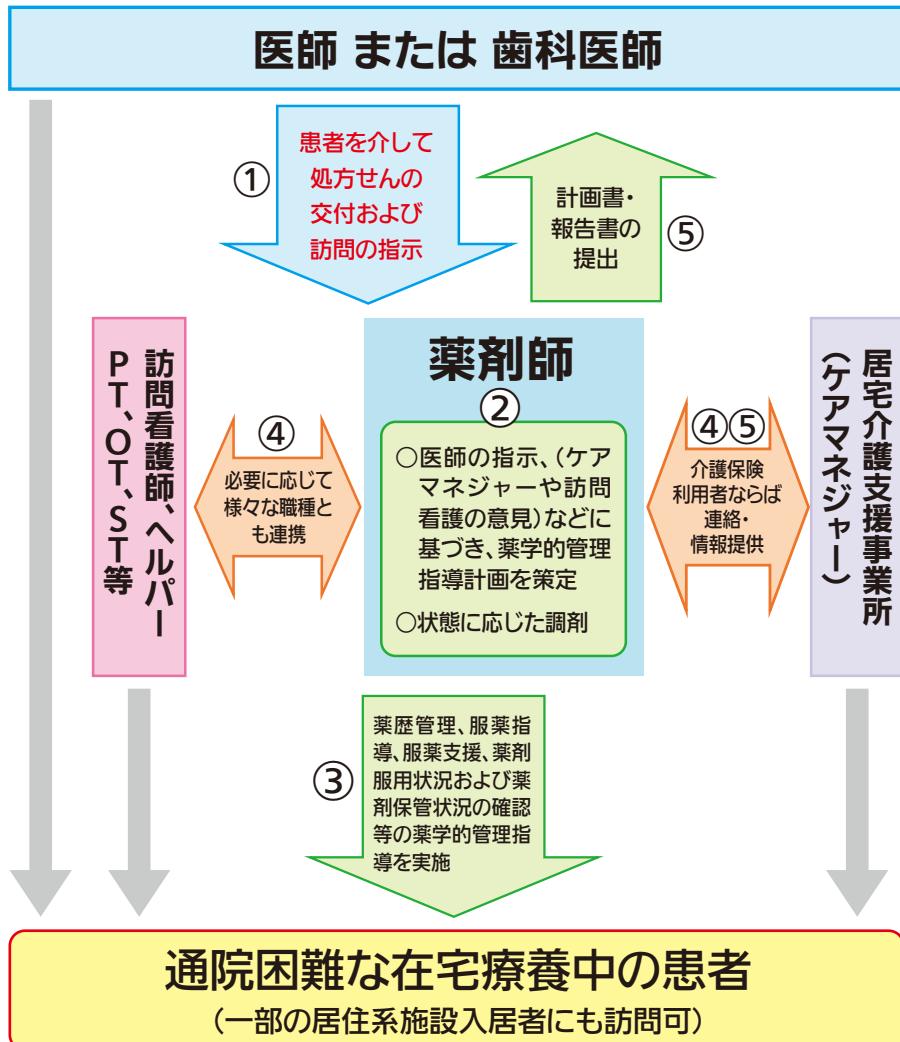


図 3. 訪問薬剤管理指導のプロセス

- ① 患者さんに対する訪問指導が決定した時点で、薬剤師は患者さんに関する病状や訪問指導の内容の指示など医師からの情報を受け取ります。
- ② 医師からの情報提供書・訪問依頼書をもとに、医師との連絡・相談をおこないながら、訪問回数など患者訪問計画を立てます。
- ③ 処方せんの備考欄の「訪問」の指示がある場合に、薬剤師は調剤をおこなった後、患者さん宅を訪問します。
- ④ 医師からの情報に加えて、ケアマネジャー、ヘルパーなどの多職種の方、あるいは直接患者さんやご家族と話して状況を把握し、管理指導にあたります。
- ⑤ 薬剤師は、訪問後「訪問薬剤管理指導報告書」を作成して医師およびケアマネジャーに情報提供します。この報告書には、訪問した薬剤師の氏名、実施した薬学的管理と指導の要点、服薬状況等を記載します。

※ 要介護認定を受けている患者さんは初回訪問時に契約書が必要になります。また、定期的に介護保険被保険者証を確認します。

Q. すでに限度枠いっぱいです。薬剤師の訪問により「居宅療養管理指導」を使うと限度枠を超えてしまい10割負担になります…。

A. 居宅療養管理指導費は**限度枠外サービス**です。限度枠を超えて、**1割負担**です。

Q. 介護認定を受けていない方への訪問も可能なのですか？
例) 40歳未満、小児など

A. 可能です。
医療保険にも同様の制度があり、全ての患者さんを対象としています。

Q. ケアプランへの記載は必要ですか？

A. 記載をお願いします。（下の実例参照）

居宅サービス計画書（2）						
利用者名：大阪 花子 様		作成年月日 H25年01月01日				
第2表						
生活全般の解決すべき 課題（ニーズ）		目標 (期間)	サービス内容 (期間)	援助内容 ※1 サービス種別 ○ 居宅療養管理指導	※2 ○ 施設局	頻度 H25.01.01 ～ H25.01.31
飲み忘れが多く、残薬 がある。		長期目標 （期間） 9ヶ月 服薬の手順や 効果の不安を 少なくてできる。	短期目標 （期間） 3ヶ月 服薬忘れが 少なくなる。	○ 服薬支援 服薬指導 生活相談	○ 訪問介護 ヘルパーステーション △	2回／月 4回／週 〃
			服薬準備確認	○ 通所リハ △	△	老人保健 施設××
			通院介助	○ 家族	△	〃
※1 「保険給付対象かどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。 ※2 「当該サービス提供を行う事業者」について記入する。						

* 平成24年度からは利用者の状態をケアマネジャーへ報告することになりました。

5. 具体的に薬剤師ができること

ポイント

単に薬の管理だけでなく薬学的な管理を行います



薬の管理

医師の処方通りに
お薬を服用(使用)
するための管理

薬学的な 管理



服用したあと
効果、副作用、
そして**ADLやQOLへ**
お薬が与える影響を
薬学的な知識に
基づいて評価しつつ、
服用状況を管理

① 服用状況を把握するための工夫

お薬の管理の工夫

高齢者が自分でお薬を管理することが困難な場合

【例】①薬をすべて朝・昼・夕などの、のむ時間ごとに分けます。

②1回分ずつをまとめ、日付と服用時間を書いた仕切りのついた箱などに整理します。

いろいろな工夫
【おくすりカレンダー】



飲み忘れ防止の工夫
【一包化】



② 飲みやすくするための服薬支援・簡素化の提案

飲まない（飲めない）理由	対応策
●残薬や併用薬が多くなりすぎ 整理がつかなくなつたため 、飲めない。	残薬を 重複や相互作用、併用禁忌 などに留意しながら整理する。
●何のお薬か 理解していないため 、飲まない。	薬効を理解できるまで説明 。また、その理解を助けるための服薬支援をする。
●お薬の 副作用が怖いため 、飲まない。	副作用について、恐怖心をとりつつ対応策を話し合い、 納得して服薬 できるようにする。
●特に体調が悪くなつたため、飲まない。 （自己調整）	病気や薬について説明し、 服薬意義を理解 していただく。
●錠剤、カプセル、又は粉薬が飲めない。 （剤形上の理由）	患者ごとの適切な服用形態の選択 と医師への提案。粉碎、嚥下ゼリー、オブラー、簡易懸濁法などの導入を提案する。

③ 残ったお薬の調整および処理

【例】



*医師と相談の上で必要なお薬は一包化等をして服用しやすくなります。

*医師と相談の上で不必要なお薬は廃棄します。

*患者さんの適切な治療につながり、医療費の削減にもなります。

④ お薬の効果や副作用の観点からの体調変化のチェック

食事

質問例

- ・食欲はありますか？
- ・美味しく食べていますか？
- ・飲みこみづらいときやむせこむことはありますか？など



食事に関する問題があるとないでは、患者の状態に大きな差が出ることは言うまでもありません。食欲の有無、味覚や摂食嚥下機能の良し悪しは疾患や加齢に起因するものだけでなく、薬剤の副作用の場合もあります。

例えば・・・

お薬の服用により苦味を感じるなど、味覚が変わった場合があります。

排泄

質問例

- ・尿の色は？
- ・トイレの回数は？（日中・夜間）
- ・便の状態は？　・発汗状態は？　など



排泄領域では、尿・便・汗を対象にチェックしていきます。便秘や下痢に関しては自ら異常を述べてくれる方が多いですが、頻尿や尿失禁については自ら相談することを控える方が多くなります。プライバシーに配慮しつつ、こちらから聞き取ることを心掛けます。

また、暑いときに全く汗をかいていない方もいます。よく観察することが大切です。

例えば・・・

漢方薬の服用で頻尿になることがあります。

睡眠

質問例

- ・よく眠れますか？
- ・熟睡できていますか？
- ・日中眠くないですか？
- ・睡眠薬の効果は？ など



不眠を訴える方は非常に多いですがその原因は多岐にわたり、また、不眠症のタイプも様々です。その方の症状に見合う睡眠薬の選択や、服用に関する的確なアドバイスについて薬剤師も責任を持ち、過剰な睡眠薬の使用に陥らないようチェックしていきます。

例えば・・・

短時間型の睡眠薬、中長時間型の睡眠薬などお薬によって
効果の持続時間が異なります。

運動・日常生活動作

質問例

- ・ふらついて転倒しそうになったことはありますか？
- ・震えは？ ・歩きにくくはないですか？
- ・力が入らないことはないですか？
- ・動作がゆっくりになってはいませんか？ など



運動といっても走る・跳ぶなど激しい運動ではなく、立つ・座る・歩く・お箸を使うなどごく基本的な日常生活動作を低下させる疾患や薬剤の副作用を把握しておくことは非常に重要なことであり、特に転倒につながる副作用はこまめにチェックします。

例えば・・・

筋弛緩薬の服用でふらつき、脱力感が現れることがあります。

認知機能

中核症状として

失人、失行、言語障害（失語）、見当識障害、判断力低下、
短期記憶障害 など

周辺症状として

易怒、攻撃性、徘徊、異食、抑うつ、意欲低下 など

その他

薬剤性の周辺症状の悪化やコントロール不良、薬剤性
記憶障害、アルコール性認知症 など

例えば…
お薬に起因するB P S Dがあります。

⑤ まちがって飲んだり、飲み忘れた時のフォロー

【例】朝食後のお薬を飲み忘れて、お昼に気づいた場合



お薬によっては飲んだ方がよい場合もありますが、飲まない方がよい場合もありますので、薬剤師にご相談下さい。

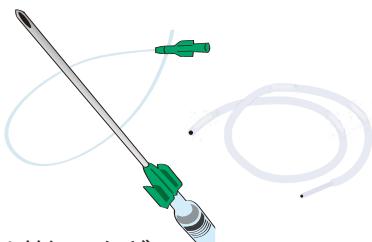
⑥ 患者さん、ご家族、またはヘルパーへのお薬の情報提供

患者さん自身が、認知症や難聴、視力の低下など、情報提供が困難な場合は、ご家族やヘルパーなどの介護の方にもわかりやすく説明します。

⑦ 衛生材料の提供

介護用品等についてもご相談下さい。

- おむつ
- 消毒用品
- 介護食
- 医療材料（チューブ、カテーテル等） など



⑧ 医療廃棄物の処理

注射針や残薬の廃棄などについても
ご相談下さい。



事例1 【70歳代男性】

居宅介護支援事業所のケアマネジャーより薬局へ相談

疾患/相談理由

- 疾患 うっ血性心不全、前立腺がん、不眠症
- 相談理由 残薬不均等、夜間軟便、不眠、夜間転倒…
- 何とかしてほしい。

薬剤師の訪問後 判明したこと

- 夜間軟便は酸化マグネシウムを夕食後3gまとめ飲みが原因
- 夜間頻尿もあり、これらが原因で不眠、夜間転倒の繰り返し
- 残薬数量が合わない理由が、介助者の飲ませ間違い。

薬剤師の対応

- 納得いくまで説明
- 転倒をなくすための軟便、頻尿の改善への関わり
- 服用間違いをなくすように支援

結果/現在

- 服用状況改善（納得して服用）、残薬整理完璧
- 夜間軟便改善、頻尿少しづつ改善
- 夜間睡眠以前より改善、転倒回数減少

事例2 【80歳代女性】

地域包括支援センターのケアマネジャーより薬局へ相談

疾患/相談理由

- 疾患 本態性高血圧、心筋梗塞、不安神経症
循環器と心療内科の2科受診（介護タクシーにて介助必要な通院）
- 相談理由 薬の効果を感じきれない、心筋梗塞再発への不安、薬の自己調整

薬剤師の訪問後 判明したこと

- 食のバランスがよくない、水分摂取少ない。
- 薬の内容を十分に理解していないことも不安原因と自己調整の理由の一つ。
- じっくり話をすると落ち着いてくる。

薬剤師の対応

- 不安な思いをひたすら傾聴
- 薬の不明な点は納得いくまで説明
- 食生活と水分量確保へのアドバイス
- 服用間違いをなくすように支援

結果/現在

- 服用状況改善（納得して服用）
- 意欲が少しづつ改善
- 血圧安定、心臓の苦しさの訴え減少

事例3 【80歳代男性】

訪問看護師より薬局へ相談

疾患／理由

- 疾患 認知症進行中。
4ヶ所の医療機関を通院介助のもとで受診。
- 理由 どの薬がどの医療機関のものかすぐにわからなくなり、服薬状況がかなり悪い。
訪問看護師より、ひとつの薬局の薬剤師による介入が有効では?と提案があり、医師の指示につなげて頂いた。

薬剤師の対応

- 一包化し、薬剤管理の支援。

結果／現在

- 服用状況改善。 • 病状安定。

事例4 【80歳代女性】

薬剤師が薬局で問題点に着目

疾患／理由

- 疾患 糖尿病
- 理由 インスリンや飲み薬があるが、状態の悪化が進み、下肢切断を医師から宣告された。
ちゃんと薬を使えてないのでは?と想像した。

薬剤師の訪問後 判明したこと

- インスリン、内服薬ともに散乱していた。

薬剤師の対応

- インスリンの使用方法（単位）を説明。薬剤管理の支援。

結果／現在

- インスリンをきちんと使えるようになった。
- 糖尿病の数値、状態は飛躍的に改善。
- 下肢切断もまぬがれた。

患者さんやご家族から「顔の見える薬剤師」として、OTC薬・医療材料を含めた全般的な相談をお受けします。

お薬等を通して知り得た生活習慣に関する情報を多職種の方々と共有して、患者さんのQOLを高めます。

患者さんとそのご家族には、お薬の安心と安全を提供することで、適切に服用いただき、治療効果を上げるお手伝いをします。

**お薬のことば、かかりつけ薬局の
薬剤師にご相談下さい。
かかりつけ薬剤師が在宅訪問いたします。**

大阪府薬剤師会

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目3番8号

TEL 06-6947-5481

FAX 06-6947-5480